

第 5819 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 19日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 未分割の相続財産から生じる所得

**Q**：父が亡くなり、遺産分割協議を進めてきましたが、なかなかまとまらず、一部未分割のまま相続税の申告を済ませました。未分割財産の中にはアパートが含まれていますが、このアパートの賃貸収入については、どのような取扱いになりますか？相続人は母、私、弟の3人です。

**A**：未分割の相続財産から生じた不動産所得については、相続人全員が共同で得たものと考え、各相続人が各相続分に応じて申告することとなります。

### 【解説】

所得税法上、資産から生ずる収益は、その資産の真実の権利者に帰属すると定められています。真実の権利者が明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であると推定して取り扱うこととされています。

ところで、未分割の相続財産については、各相続人が共同でその財産を取得したとされますから、名義者は各相続人共有ということになります。

したがって、その相続財産から生ずる所得についても、各相続人が共同で取得したこととなり、各相続人がそれぞれの相続分に応じて申告することとなります。

ご質問の場合ですと、相続人はあなたとお母さま、弟さんの3人ということですから、アパートの不動産所得については、お母さまが1/2、貴方と弟さんはそれぞれ1/4ずつ申告することとなります。

